



「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」で
挨拶をする自見金融担当大臣
(2月21日)

目次

【東北地方太平洋沖地震関連情報】	2
【特集】	
○ 「金融検査結果事例集」の公表について.....	3
【トピックス】	
○ 国際会計基準(IFRS)財団 モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の 公表について	4
○ 中小企業の会計に関する検討会について	5
○ 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の 一部改正(案)の公表について.....	5
【お知らせ】	6
【金融ここが聞きたい!】	9
【2月の報道発表】	10
【2月のアクセス数の多いページ】	12

「東北地方太平洋沖地震関連情報」

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた方々に対し改めて衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様に対して心よりのお見舞いを申し上げます。

政府は被災された皆様のため、金融機関に対し、以下を内容とする要請を行っています。

- (1) 預金の払戻しについて、通帳等を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応じる等、被害者の便宜を考慮した弾力的かつ迅速な対応を行うこと。
- (2) 生命保険や損害保険の保険金の支払いについて、できる限り迅速に行うこと。
- (3) 今回の災害の影響を直接、間接に受けている顧客からの返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申し込みについて、できる限り応じること。また、借入申込み時の提出書類等を必要最小限のものとする。
- (4) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡扱いとしないこと。

(注) 手形には「災害による」旨の記載をした「不渡り付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡り処分（不渡報告への掲載及び取引停止処分）は猶予されます。

以上の要請を受け、各金融機関では、被災された皆様のため、必要な金融上の措置を講じています。金融庁・財務局としても、そうした金融機関の取組みをサポートするとともに、被災された皆様に適時・適切な情報をお届けできるよう、広報活動に努めているところです。

※広報活動の一環として、金融庁では、当庁ウェブサイト上に「[東北地方太平洋沖地震関連情報](#)」ページを開設しております。当ページでは、[金融機関等の状況](#)として、被災地域の金融機関の状況、東京電力の計画停電の影響、金融庁及び財務局の震災対応に関する諸施策並びに金融業界の対応についての情報（リンク先を含む。）をご覧になることができます。当該情報は、日々更新しています。

被災された皆様におかれましては、お困りのことがありましたら、まずは、お取引金融機関にご相談下さい。（金融庁では、[金融機関の相談窓口一覧](#)を当庁ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらもご参照下さい。）

【特集】

「金融検査結果事例集」の公表について

金融庁は、平成 23 年 2 月 10 日に、「金融検査結果事例集（平成 22 検査事務年度前期版）」を公表しました。

金融庁は、平成 17 年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度等を勘案して金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、「金融検査指摘事例集」として、毎年 7 月に公表してきています。

また、平成 21 検査事務年度には、金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮が期待されている状況等を踏まえ、事務年度途中の 12 月に「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」（43 事例）を公表しています。

さらに 7 月には、年次の「金融検査指摘事例集」を公表したところです。

金融庁としては、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要と考えており（注 1）、本検査事務年度においても、預金等受入金融機関等について、事務年度途中で 6 ヶ月分について事例集を公表することとしました。なお、預金等受入金融機関等以外の金融機関については、7 月に公表を予定している次回の事例集に掲載することとしています。

今回の事例集においては、22 年 7 月～12 月までの間に通知された検査結果を中心に、「金融円滑化編」だけでなく、すべてのリスク・カテゴリについて、金融検査結果事例を幅広く選定し掲載しています。

また、今回の事例集より、名称を「金融検査指摘事例集」から「金融検査結果事例集」に変更していますが、これは、金融円滑化に係る取組みにおいて、評価事例が数多く認められたこと等を踏まえたものです。掲載事例数は、評定事例 26 事例、個別事例 147 事例、全体で 173 の事例をとりあげています。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりです。

- (1) 金融庁では中小企業金融円滑化法（注 2）の実効性確保と 21 年末に改定した金融検査マニュアル「金融円滑化編」の早期定着のため、同法の態勢整備の状況等に関する検査を 22 年 2 月より開始し、23 年 9 月頃までの間に、原則として全ての銀行、信用金庫、信用組合について実施することとしています。本事例集の「金融円滑化編」においては、指摘事例だけではなく、金融機関のコンサルティング機能の発揮が中小企業等の業況改善につながった評価事例を数多く紹介しています。
- (2) 最近の大手金融グループに対する検査においては、グループ全体として総合的なリスク管理態勢が整備されているかを重点的に検証しています。特に「統合的リスク管理態勢」に関し、統計的なリスク計測手法の限界を認識し、フォワード・ルッキングなシナリオに基づくストレス・テストを実施し、これを経営判断に活用しているか等について検証しています。本事例集の「統合的リスク管理態勢」においては、これらに関する指摘事例を紹介しています。

（注 1）「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプラン II）」
（21 年 5 月公表）においても、事例集の年 2 回公表を掲げています。

（注 2）中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（21 年 12 月 4 日施行）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融検査結果事例集](#)」の公表について（平成 23 年 2 月 10 日）にアクセスしてください。

また、過去の事例集については、平成 16 検査事務年度版（平成 17 年 7 月 27 日）、平成 17 検査事務年度版（平成 18 年 7 月 5 日）、平成 18 検査事務年度版（平成 19 年 7 月 5 日）、平成 19 検査事務年度版（平成 20 年 7 月 4 日）、平成 20 検査事務年度版（平成 21 年 7 月 3 日）、「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」（平成 21 年 12 月 17 日）、平成 21 検査事務年度版（平成 22 年 7 月 21 日）の報道発表資料をご覧ください。

【トピックス】

国際会計基準(IFRS)財団 モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する 市中協議文書の公表について

【モニタリング・ボードの概要】

国際会計基準財団 モニタリング・ボードは、国際会計基準審議会(IASB)の運営母体である IFRS 財団をモニタリングするため、日米欧等の証券当局等により設置された当局組織です。2007年11月に設置が公表され、2009年4月に第一回会合が実施されて以降、2010年10月までに合計4回の会議が開催されています。このほか、会計基準設定主体のガバナンスや会計基準のデュープロセスに関する声明等の公表なども行っています。

モニタリング・ボードの現在の正規メンバーは、金融庁長官、米国証券取引委員会(SEC)委員長、欧州委員会(EC)域内市場・サービス担当委員、証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会(TC)代表、IOSCO 新興市場委員会(EMC)代表の5名で、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとして参加しております。なお、モニタリング・ボードの初代議長は、IOSCO TC 副議長(当時；現在は TC 議長)としてメンバーとなっていた、ハンス・フーガーホースト オランダ金融市場庁長官が務めていましたが、2010年10月に、フーガーホースト氏が IASB の次期議長に内定したことを受け、モニタリング・ボードの議長職を退任したため、2011年3月現在、IOSCO TC 副議長である金融庁 河野総括審議官(国際担当)が、暫定的に議長を務めております。

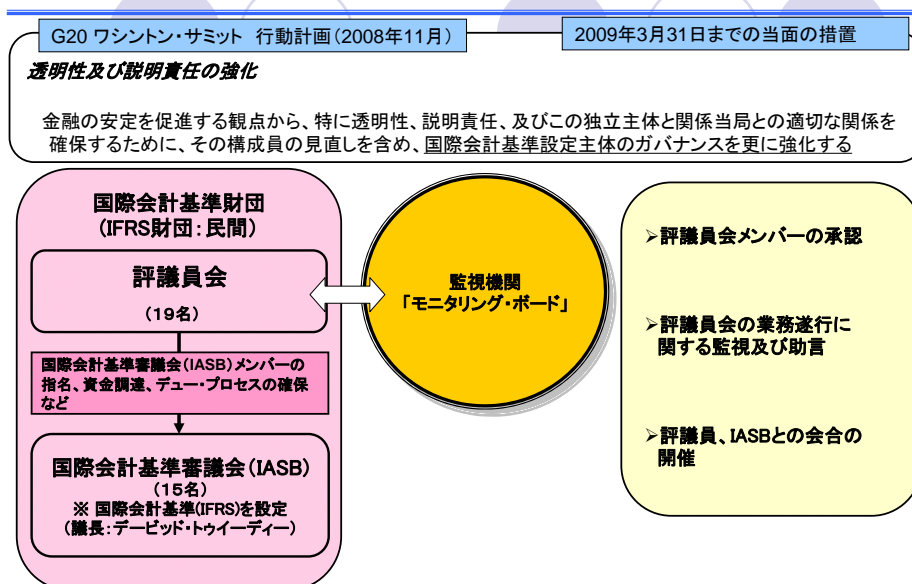
【ガバナンス改革の背景・経緯】

2010年4月に行われた、モニタリング・ボードの第三回会合において、モニタリング・ボードや IFRS 財団におけるガバナンスの在り方について、見直しを実施する必要性が指摘されました。これを受け、2010年7月に、モニタリング・ボードの下にガバナンス改革に関するワーキング・グループ(議長：河野総括審議官)が設置されました。

ワーキング・グループでは、モニタリング・ボードのメンバー構成を含めた、IFRS 財団の全体的なガバナンス構造に焦点を当てて、検討を実施してきており、2月7日に、ガバナンス改革に関する市中協議文書が、モニタリング・ボードから公表されたところです。市中協議文書では、モニタリング・ボードや IFRS 財団、IASB の機能や役割について提案や質問をし、関係者からの意見を募集するという形になっております。市中協議文書は、4月8日まで2ヶ月間のパブリックコメントに付されているほか、アジア(日本・マレーシア)、米国、欧州において、関係者と意見交換するための公開円卓会議の開催が予定されております。今後は、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた上で、ガバナンス改革の実現に向けたアクションプランを策定し、今年度の第3四半期の早い段階に公表する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」・「国際関連情報(その他)」から「[国際会計基準\(IFRS\)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の公表について](#)」(平成23年2月8日)にアクセスしてください。

IFRS財団とIASBのガバナンス構造について



中小企業の会計に関する検討会について

会計制度の国際化が進展する中で、2010年2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」（以下「研究会」という。）、同年3月に企業会計基準委員会等の民間団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が設置され、それぞれ、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の会計に関する検討が行われました。

同年8月に懇談会、9月に研究会の報告書がとりまとめられ、それぞれ、新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示されました。また、その策定主体について、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、関係省庁が事務局を務めるべきである等の提言がされました。

本検討会は、懇談会及び研究会の報告書の内容を踏まえ、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの、その普及方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため設置され、本年2月15日に第1回会合が開催されました。また、本検討会の下に、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、2月21日に第1回ワーキンググループを開催したところであり、本年夏頃の取りまとめを目指して検討を行っています。

なお、事務局は中小企業庁財務課及び金融庁企業開示課が共同で行います。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「報道発表資料」から「[中小企業の会計に関する検討会（第1回）資料（平成23年2月15日開催）](#)」、「[中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ（第1回）資料（平成23年2月21日開催）](#)」にアクセスしてください。

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について

金融庁では、平成23年2月28日に「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を取りまとめました。

今般の改正は、「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定）

「[金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン](#)」（平成22年12月24日金融庁）に掲げられた「経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し」にかかる改正を行うものです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[主要行等向けの総合的な監督指針](#)」及び「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正（案）の公表について（平成23年2月28日）にアクセスしてください。

【お知らせ】

○KAN-FULL BLOG の活用について

昨年 11 月に官邸の情報発信の一環として、官邸ブログ KAN-FULL BLOG を開設し、菅総理直筆のコナーや菅総理御出演の動画の配信等、立体的な情報発信を進めているところです。

金融庁におきましても、金融庁ホームページ及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のホームページに以下のバナーを設置しています。



なお、KAN-FULL BLOG の更新情報などを、「KAN-FULL BLOG のお知らせ」として、配信するメール（更新通知メール配信登録）をご希望の方は、以下の URL よりお願いします。

●KAN-FULL BLOG <http://kanfullblog.kantei.go.jp/>

●読者登録（更新通知メール配信登録） <http://www.mmz.kantei.go.jp/jp/blog/kan/index.html>

○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関らないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関
らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めし
ます。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～16時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7,118件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：大手銀行グループの第3四半期の決算が大体出揃いました。最終の純利益の水準は前年比で高いものの、本業の収益力が依然脆弱という見方もできると思いますが、この辺の大臣のご評価をお願いします。

A. 今ご質問がございましたように、3メガバンクの平成22年度12月期決算は先週から今週にかけて公表されているところでございます。

公表された3メガバンクの決算を見ると、資金利益が落ち込む一方、国債等の売却益といった市場関連収益が大幅に増加したほか、企業の倒産が大変少なかったということもございまして、与信関連費用が、大幅に減少したことなどにより、平成22年12月までの最終的な純利益は前年同月比で大幅に増加しているものと承知をいたしております。当方といたしましては、引き続き銀行の経営の状況については注視してまいりたいと思っております。

[【平成23年2月4日（金）閣議後記者会見】](#)

Q：（銀行が中小企業向けに売っている）為替デリバティブなのですが、（中小企業経営者がリスクを十分に理解せずデリバティブ商品を購入したことで）損失を受けた企業の数とか、損失を受けた理由とか、今後公表する考えがあるのかどうかということと、それによって行政処分というのも今後あり得るのでしょうか。

A. 為替の変動が起きましたから、非常に損失を被った中小企業が、色々な苦情を金融庁に直接持ってきているところも事実でございます。しかしながら、これはあくまで金融庁といたしましても、デリバティブ契約で損失を受けた企業からの相談・苦情を分析いたしてございまして、平成22年にデリバティブ販売に関わる監督指針を改正してきたところでございますが、今後とも引き続き顧客保護上必要な事項については適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、金融庁としては、前回の会見でも申し上げたと思いますが、個別の民事の紛争に介入することは適当でなく、中立的なADR（裁判外紛争解決機関）の場で解決を図られることが適切だというふうに考えております。損失補填とか非常に微妙な問題に絡んだこともございまして、そういったことが大きな問題になったこともございますから、これは公平公正に個々の民事の紛争に介入することは適当ではないというふうに私は思っております。

あのおとき、確か金商法の中にこのADRを作るということをきちっと法律上設置を義務づけてあるので、ADRということで解決を図られたという経緯がございますから、ADRの場で解決を図ることが適切であるというふうに思っております。

[【平成23年2月15日（火）閣議後記者会見】](#)

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



【2月の報道発表】



2月1日	アクセス	信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について
3日	アクセス	「資産の流動化に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
4日	アクセス	デザインエクステンジ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	シティグループ・ジャパン・ホールディングス（株）に係る変更報告書の不提出に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	シティグループ・グローバル・マーケッツ・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシーに係る変更報告書の不提出に対する課徴金納付命令の決定について

	アクセス	シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに係る大量保有報告書等の不提出、虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドに係る大量保有報告書等の不提出、虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	「保険検査マニュアル改定（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第1回審判期日開催について
8日	アクセス	国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革に関する市中協議文書の公表について
	アクセス	「前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
9日	アクセス	「コーポレート・ガバナンス連絡会議」について
10日	アクセス	平成22年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）
	アクセス	マスター証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	金融検査評定結果の分布状況について
	アクセス	「金融検査結果事例集」の公表について
	アクセス	「自己資本比率規制（第1の柱及び第3の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について
	アクセス	「バーゼルIIに関する追加Q&A案」にかかる意見募集について
14日	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
15日	アクセス	企業会計審議会内部統制部会資料（平成23年2月14日開催）
	アクセス	スタンダードチャータード銀行在日支店に対する行政処分について
	アクセス	紛争解決等業務を行う者の指定について
16日	アクセス	北越紀州製紙株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
17日	アクセス	金融トラブル連絡調整協議会資料（平成23年2月14日開催）
21日	アクセス	「諸外国のベンチャー投資支援税制に関する調査研究」及び「諸外国の金融所得課税の動向（デリバティブ取引に係る課税を中心に）に関する調査研究」報告書の公表について
	アクセス	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）」の一部改正（案）の公表について
22日	アクセス	平成22年度 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰について
	アクセス	メルシャン株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	プライオール投資顧問株式会社に対する行政処分について
23日	アクセス	中小企業の会計に関する検討会ワーキング・グループ（第1回）資料（平成23年2月21日開催）
	アクセス	中小企業の会計に関する検討会（第1回）資料（平成23年2月15日開催）
24日	アクセス	「最終指定親会社の連結自己資本規制比率に関する告示（第1の柱及び第3の柱）の一部改正（案）」の公表について
25日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（速報値）
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	外国損害保険業の免許について
	アクセス	損害保険業の免許について
	アクセス	グッド・シグナル株式会社に対する行政処分について

28 日	アクセス	株式会社プラス・インベスティング・ジャパンに対する行政処分について
	アクセス	「金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件」の公表について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部修正（案）の公表について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【2月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは2月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・ [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・  [資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧](#)
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・ [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・ [「保険検査マニュアル改定（案）」に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・ [企業会計審議会第21回内部統制部会議事次第](#)
- ・ [第10回公認会計士制度に関する懇談会 議事次第](#)
- ・ [「金融検査結果事例集」の公表について](#)
- ・ [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- ・  [「行政処分事例集」](#)

以上